

(参考)

「経営発達支援計画」の認定に係る中小企業者等支援策について

1. 認定を受けた商工会・商工会議所が活用できる支援策例

- 伴走型小規模事業者支援推進事業（補助事業、平成29年度予算案49.4億円の内数）
本事業は、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所が、同計画に基づいて行う小規模事業者の事業計画策定支援など、小規模事業者に寄り添って実施する伴走型支援等の取組に係る費用の一部を補助するもの。
（補助上限額：700万円、補助率：定額）

2. 小規模事業者が活用できる支援策例

- 小規模事業者経営発達支援資金（融資制度、平成27年度に新設）
経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所から、売上増加や収益改善、持続的な経営のための事業計画策定の助言・フォローアップを受ける等、一定の要件を満たす小規模事業者に対し、事業の持続的発展のための取組に必要な設備資金及びそれに付随する運転資金を、日本政策金融公庫が低利で融資するもの。

（対象・要件）

小規模事業者であり、以下の要件を全て満たす方。

- ・ 経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による指導及び助言を受けていること。（商工会・商工会議所の会員でなくても可）
- ・ 一定の雇用効果（新たな雇用又は雇用の維持）が認められること。
- ・ 人材の確保・育成に努めていること。
- ・ 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること。

（支援内容）

貸付限度額：7,200万円

貸付期間：運転資金 8年以内（うち据置期間2年以内）

設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内）

※小企業（従業員5人以下）の据置期間は、運転資金・設備資金ともに3年以内

貸付利率：特別利率1（日本政策金融公庫の基準金利から▲0.4%）

※雇用の拡大を図る者については、上記から更に▲0.1%